

令和5年第2回会津若松市
農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和5年2月20日 午後1時30分～
 2 場所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
 3 委員 農業委員 19名
 農地利用最適化推進委員 18名
 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴			3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

5 欠席した農業委員 名

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

2番委員	島影 盛継				
------	-------	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	五十嵐功一				

農政課

主任主事	大竹 陽介	技師	藤田 優志		
------	-------	----	-------	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第2回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員10番・丸山世子委員、農業委員11番・吉田和明 委員、以上 2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>始めに、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長 (農業委員14番) 弓田秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第4号の1番について、農業委員14番 弓田秀一より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これら案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、2月18日午後3時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員11番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第4号の2番について、推進委員11番 二瓶幸太郎より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、2月11日午前8時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第4号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 八田地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員6番) 菅井洋一 委員</p>	<p>推進委員6番 菅井洋一より、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、分家住宅を建設するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については第1種農地であります。集落接続事業に該当すると見られ、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、2月16日午前9時15分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。 本件については、都市計画法は手続き中、農振法・土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり2月16日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第5号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第6号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 農業委員 渡邊直也 委員 退席</p> <p>(※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 二瓶正貴 委員、佐藤直意 委員、 佐藤恒男 委員、高橋一美 委員 退席</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番) 弓田秀一 委員</p>	<p>所有権移転について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員14番 弓田秀一より、議案第6号 所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき2月18日午後2時より、地区担当委員2名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められ</p>

<p>会 長</p>	<p>ましたのでご報告いたします。</p> <p>利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 15 番) 佐々木隆夫 委員</p>	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>農業委員 15 番 佐々木隆夫より、議案第 6 号 利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番の案件につきましては農家から認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 15 日午後 0 時より、地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 14 番) 弓田秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より 2 番から 4 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番 弓田秀一より、議案第 6 号 利用権設定の 2 番から 4 番について、ご報告いたします。</p> <p>なお、2 番の案件については他地区も含まれていますが、面積の多い高野地区委員から併せて報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>2 番の案件については、農家間における利用権設定で、3 番から 4 番の案件につきましては、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 19 日午前 11 時 30 分より、地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 16 番) 岩橋近芳 委員</p>	<p>神指地区担当委員より 5 番から 9 番について説明願います。</p> <p>推進委員 16 番 岩橋近芳より、議案第 6 号 利用権設定の 5 番から 9 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>5 番の案件については、農家間における利用権設定で、6 番から 9 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 19 日午後 4 時より、地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 18 番) 渡部政美 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 10 番から 11 番について説明願います。</p> <p>農業委員 18 番 渡部政美より、議案第 6 号 利用権設定の 10 番から 11 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>10 番の案件につきましては農家間における利用権設定で、11 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 13 日午前 10 時より、地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より 12 番から 19 番について説明願います。</p> <p>推進委員 11 番 二瓶幸太郎より、議案第 6 号 利用権設定の 12 番から 19 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>12 番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定で、13 番から 19 番の案件につきましては、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 11 日午前 9 時より、地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>湊地区担当委員より 20 番から 21 番について説明願います。</p> <p>農業委員 9 番 小檜山祐一より、議案第 6 号 利用権設定の 20 番から 21 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>20 番の案件につきましては農家から認定就農者に対する利用権設定で、21 番の案件につきましては親族から認定就農者に対する利用権設定です。</p>

<p>会 長</p>	<p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月16日午前10時より、地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>荒井地区担当委員より22番について説明願います。</p>
<p>(推進委員12番) 鈴木純一 委員</p>	<p>推進委員12番 鈴木純一より、議案第6号 利用権設定の22番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月14日午後2時より、地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>川南地区担当委員より23番から35番について説明願います。</p>
<p>(農業委員6番) 星富士雄 委員</p>	<p>農業委員6番 星富士雄より、議案第6号 利用権設定の23番から35番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>23番から33番、35番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定、34番につきましては親族から認定就農者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月14日午後2時より、地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>館ノ内地区担当委員より36番から39番について説明願います。</p>
<p>(推進委員14番) 星俊典 委員</p>	<p>推進委員14番 星俊典より、議案第6号 利用権設定の36番から39番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>なお、37番の案件につきましては、貸し手が住所地周辺で行っている果樹栽培に集中するため、遠隔地の水田を地域の担い手の規模拡大に資するため利用権の設定を行うものです。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月14日午後2時より、地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>八田地区担当委員より40番から44番について説明願います。</p>
<p>(農業委員5番) 折笠康裕 委員</p>	<p>農業委員5番 折笠康裕より、議案第6号 利用権設定の40番から44番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月11日午後4時より、地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>日橋地区担当委員より45番から56番について説明願います。</p>
<p>(推進委員10番) 武田久美子 委員</p>	<p>推進委員10番 武田久美子より、議案第6号 利用権設定の45番から56番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月11日午前11時より、地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>堂島地区担当委員より57番から81番について説明願います。</p>
<p>(推進委員17番) 棚木信治 委員</p>	<p>推進委員17番 棚木信治より、議案第6号 利用権設定の57番から81番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>57番から78番の案件については、認定農業者に対する利用権設定で、79番から81番については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月18日午後3時より、地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第6号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第6号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>農業委員 渡邊直也 委員 着席 農地利用最適化推進委員 二瓶正貴 委員、佐藤直意 委員、 佐藤恒男 委員、高橋一美 委員 着席</p>
会 長	<p>次に、議案第7号 農用地利用配分計画(案)に関する意見 について を議題といたします。 事務局より提案理由の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第7号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について でございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和5年2月3日付け4農政第1268号で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」をご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
農政部農政課	<p>農政部農政課の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第7号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 2月総会の案件は、一般地区、南原地区、南四合地区、和泉地区になります。 10ページ上段をご覧ください。一般地区になります。 1番、2番、及び3番は今まで2名の別な耕作者が契約しておりましたが、規模縮小により、別な担い手が借り受ける農用地利用配分計画(案)になります。 相手先に関しては令和5年1月20日実施、令和4年度第一回借り手選定検討会により相手先を決定したものです。 10ページ中段をご覧ください。南原地区案件になります。 該当農地は今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、公社との契約を解約し、残りの期間を新たな耕作者に貸し付ける農用地利用配分計画(案)になります。 10ページ下段をご覧ください。南四合地区案件になります。 該当農地は今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、公社との契約を解約し、残りの期間を新たな耕作者に貸し付ける農用地利用配分計画(案)になります。 11ページ上段をご覧ください。和泉地区案件になります。 該当農地は今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、公社との契約を解約し、残りの期間を新たな耕作者に貸し付ける農用地利用配分計画(案)になります。 地区案件につきましては、農用地利用改善団体の話し合いや、人・農地プランの話し合いに基づき、農地の利用調整を図り、農用地利用配分計画(案)を作成したものであります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号 は原案のとおり決せられました。</p>

会 長	次に、議案第 8 号 農用地利用規程に関する意見について を議題といたします。 事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局長	議案第 8 号 農用地利用規程に関する意見について でございますが、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条において、「市町村が農用地利用規程を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和 5 年 1 月 31 日付け 4 農政第 1232 号で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用規程に関する意見について」をご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。
農政部農政課	農政部農政課の大竹と申します。どうぞよろしくお願いたします。 日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 8 号農用地利用規程に関する意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 2 月総会案件は南四合地区の農用地利用規程の変更申請であります。 南四合地区については、平成 18 年 7 月 31 日に農用地利用規程の認定を受け、平成 24 年 9 月 28 日に農用地利用規程の変更認定を受けておりました。 今回、実質化された人・農地プランの内容との整合性を図り、担い手の変更と設定されていた賃借料の表記を削除するための変更を行います。 別紙、新旧対照表をご覧ください。主な変更点は第 10 条及び第 12 条です。 第 10 条は農用地の利用関係の改善についてです。現行では、下表の 3 名の担い手へ農地を集積するよう定めたものでしたが、改正案では、人・農地プランに定められた中心経営体への利用集積を図るように改めました。 第 12 条は賃借料の設定についてです。現行では、所定の金額の記載がございましたが、改正案では、農業委員会の定めた額を参考として、総会で決定するように改めました。 詳細な内容は、議案書記載のとおりです。 以上で説明を終わります。
会 長	このことについて、何か質問等ありませんか。 (なし)
会 長	それではお諮りいたします。議案第 8 号 農用地利用規程に関する意見についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号 は原案のとおり決せられました。
会 長	次に、報告に移ります。
会 長	報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。
会 長	事務局より報告願います。
事務局	報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 10 番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第 5 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の 1 番から 3 番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、1 番 3 番には、

会 長 会 長	<p>①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。 との意見が付されております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午後2時10分 閉会を宣言する。)</p>
------------	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年2月20日

会津若松市農業委員会 会長

10 番農業委員

11 番農業委員